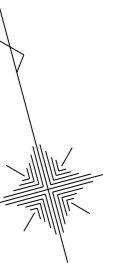


土地利用計画図



S=1/600

凡 例	
	開発区域
	雨水排水管 VUφ250・300 重圧管φ250
	雨水最終枺 φ350 (取付管 VUφ150)
	街渠枺 (取付管 重圧管φ150) (1.0%以上) グレーチング (T-25)
	給水管
	量水器 (給水管φ20PP)
	仕切弁
	ドレンバルブ (φ25)
	開発道路中心線

- 開発道路内で土被り60cm以下の箇所は管保護を行う。
- 開発協議の対象は最終枺から一次放流先までとする。
- 宅内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- 雨水枺は泥溜を15cm以上確保すること。
- 宅内排水管の土被りは20cm以上確保すること。
- 管又は水路が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
- 最終枺(φ350)については、深度900mmまでとする。
- 本管上での取付管間隔は、1.00m以上とする。
- 構造物がない開発区域界は境界標識等で明示する。
- 図面内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
- 開発道路内に電柱を設置しない。
- 本開発区域内に隣接して、本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
- 開発区域内の法定外水路については、構造のみ審査対象とする。
- 放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと。
- 取付管の勾配は1%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心より上方とする。
- 街渠枺のグレーチングの耐荷重は、5.50m未満道路でT-14とする。
- 開発区域内における法定外水路については、構造のみ審査対象とする。放流の同意については、管理者と十分な協議を行うこと。
- 造成時に既設給水管に影響が出るときは移設する。
- 公園内の樹蓋については、穴あき型を使用する。
- 30cm未満の高差に用いる土留壁は、審査対象外であるので、設計者の判断による。
- 市道内を掘削する際には、試掘調査を行い地下埋設物の確認を行う。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたものとみなす。

